

令和2年6月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年6月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年6月29日（月）午後1時27分から午後3時36分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 21人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
19番	橋本 実嗣	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 4人

5番	中川 敦	6番	金子 文彦
10番	岩垂 治	18番	前田 隆之

5 出席推進委員 4人

推3番	大澤 好市	推7番	村沢 由夫
推11番	上條 一利	推14番	丸山 寛実

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第38号～第40号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第41号、第42号）
- ウ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第43号～第46号）
- エ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第47号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第48号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

(3) 協議事項

- ア 農地法第3条第2項第5号による別段面積について
- イ 令和2年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和2年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和2年度公務災害補償制度の加入申込みについて
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 事	保科 黄
		〃	主 事	大島のぞみ
		農 政 課	係 長	川口 重人
		〃	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠
		松本農業農村支援センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 26番 堀口 崇 委員
- 1番 青木 秀夫 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第38号 農用地利用集積計画の決定の件について、を上程いたします。

議案は別冊の資料になりますので、ご準備いただきたいと思います。

まず、農政課から議案の説明をお願いをいたします。

宇治主事。

宇治（農政課） いつも大変お世話になっております。農政課、宇治でございます。着座にて失礼いたします。

今回特記事項はございませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料の議案の1ページをご覧ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第38号になります。

合計欄のみ読み上げますので、30ページをご覧ください。

合計、一般、筆数252筆、貸付け145人、借入れ73人、面積34万5,977平米。

経営移譲、筆数8筆、貸付け3人、借入れ3人、面積1万2,477平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け2人、借入れ3人、面積4,684平米。

第18条2項6号関係、筆数3筆、貸付け3人、借入れ2人、面積2,200平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構集積関係)、筆数318筆、貸付け184人、借入れ1人、面積54万6,152平米。

(一括方式機構配分関係)、筆数317筆、貸付け1人、借入れ84人、面積54万5,707平米。

合計、筆数902筆、貸付け338人、借入れ166人、面積145万7,198平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数445筆、面積71万4,176平米、集積率は79.90%になります。

議案第38号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、また推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺っております。
議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の皆様の手を
お願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第39号 農用地利用集積計画の決定の件につきまして
上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員
会法第31条の規定により、橋本委員には退室をお願いをいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いをいたします。

宇治主事。

宇治（農政課） 続きます、31ページをご覧ください。
議案第39号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数6筆、貸付け3人、借入れ1人、面積2,948平米。
上記の利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%となります。
議案第39号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可をいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、議案第40号 農用地利用集積計画の決定の件について、を上程いたしますが、本件は私に関係する案件になります。農業委員会法第31条の規定により、私は議事に参与できませんので、退室をさせていただきます、議事の進行を会長代理をお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。
議案について、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 引き続き31ページをご覧ください。
議案第40号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積445平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%となります。
議案第40号は以上となります。

田中会長代理

ありがとうございました。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第40号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理

議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を再び小林会
長に交代いたします。

議 長

続きまして、議案第41号及び第42号 農地法第3条の規定による許可
申請の件、2件について上程をいたします。
まず、議案に関する新規就農者について、事務局から説明をお願いいたし
ます。
板花補佐。

板花局長補佐

そうしましたら、本冊資料の2ページをご覧いただきたいと思います。
本日、増澤が研修で来れないので、私が代わりにご説明いたします。
新規就農者ですが、これ、3条関係の新規就農者になります。〇〇〇〇さ
ん、それから息子さんであります〇〇さんでございます。住所は芳川で
ございます。農地の所在地は笹賀になります。4筆で3反5畝弱を購入予定
ということでございます。就農目的は自家消費中心の農業になりまして、
品目ですが、自家用野菜のほか、ソバ、それから大豆を予定しております。
農業従事者は、このお二人のほかに〇〇さんの配偶者、ご主人、だんなさ
んになります。その3人ということでございます。前の1ページの41
番に該当する議案になります。署名は窪田農業委員、それから岩垂農業委
員にいただいております。
補足ですが、安曇野市で20アール弱の耕作実績がございまして。安曇野

市に確認したところ、管理されてきれいになっているということでございました。松本市では初めての耕作になりますので、新規就農扱いといたしました。

以上でございます。

議 長 地元の窪田委員さんから補足がありましたら、お願いいたします。

窪田農業委員 今回の案件なんですけれども、実は本人ではなくて、行政書士の方が代理で申請をされておるということで、本人に直接はちょっとお会いしてないんですけれども、〇〇〇〇〇〇〇、通称〇〇〇〇、〇〇〇〇と呼んでいるんですが、そこで両親が〇〇という〇〇を営んでいるんですけれども、そのお手伝いをしているということのようです。先ほど話がありましたように、松本地区外へ農地を借りて農業を行っているということなんですけれども、今回笹賀地区で農地を取得して、ソバ、大豆等を収穫して、〇〇〇等に何か提供するというような予定もしておるということでございます。何か以前から地元産のお米とか野菜などを購入していただいて、〇で提供しておるというようなことで、特に問題ないというふうに判断をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたしますが、その前に1件訂正があります。

1ページの議案第42号ですが、奈川のところです。地番〇〇〇〇、現況地目、畑、464平米の1筆だけ削除をお願いします。これは、今日の午前中、該当農地に関して取り下げたいというふうな申出がありましたので、お願いします。よって、3条の合計欄のところなんですけれども、件数変わらず、7筆、5,504平米となります。

それでは、改めて説明いたします。

議案第41号、笹賀〇〇〇〇、現況地目、畑、1,055平米外3筆、合計3,496平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第42号、奈川〇〇〇〇、現況地目、畑、145平米外2筆、合計2,008平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議長 次に、地元委員の意見を41号から順にお願いいたします。
41号は笹賀であります、委員さん欠席でございます。事務局でお話ししているようですので、説明をお願いします。

保科主事 議案第41号ですけれども、岩垂農業委員のほうからは問題なしというふうなことで報告を受けております。
場所としましては、〇〇〇〇〇の東側の道を南に大体100メートルほど進み、最初の曲がり角を西に曲がりまして、そこから約300メートルほど行ったところの南側に入る道があるんですけれども、そこに4筆まとめてあります。
以上です。

議長 次に、奈川でありますので、橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 この忠地静男さんですが、勤めは〇〇〇〇〇のほうに勤めていて、今のほうは59歳、それで今もう50アールくらいの畑、田んぼをやっております。それで、地元のいろいろ農業についてもいろいろ一生懸命やってくれている人なんで、問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ほかの委員の皆様でこの2件に対しまして質問、意見ありましたら、推進委員の皆様を含め発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件、2件について一括して集約いたします。
農業委員の皆様に向いますが、議案41号及び42号について、原案のとおり許可されることに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、43号から46号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大島主事。

大島主事 それでは、議案書3ページをご覧ください。
農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
初めに、議案第43号、笹賀〇〇〇〇-〇〇、現況地目、畑、279平米に寿北7丁目にお住いの〇〇〇〇さんが農家分家を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしま

した。なお、この土地については、令和2年4月2日付で農振除外済みとなっております。

続きまして、議案第44号、寿北8丁目〇〇〇-〇、現況地目、田、300平米に寿北8丁目にお住まいの〇〇〇さんが農家分家を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。なお、この土地につきましても、令和2年4月2日付で農振除外済みです。

続きまして、議案第45号、中山〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、371平米に中山にお住まいの〇〇〇〇さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第46号、波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、330平米に神林にお住まいの〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましても、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明があったわけでありますが、43番、笹賀でございますので、これも事務局で説明をお願いいたします。

大島主事。

大島主事

場所といたしましては、先ほど3条で申請のあった笹賀農地から北に500メートルほど行ったところの土地となっております。笹賀担当の岩垂委員からは、許可相当と判断して問題ないとのこと意見をいただいております。以上になります。

議 長

続いて、現地調査をしていただきました橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員

この笹賀ですが、この日、6月22日に波多腰委員、また事務局の4名で現地確認をいたしました。この笹賀の農家分家のこの新築の予定地ですが、見た感じ、道路を挟んだ、今写ってないんですが、2階建ての大きなうちがあると。またここにうちを建てると、西日が当たらないじゃないかと、そんなような話合いに出たんですが、よく話を聞いていると、この白線の山側のほう、山が写っているんですが、写真に。そのほうも全部この人の土地なんだから、影になっても別に問題はないということですので、いいじゃないですかねということでも認めました。よろしくお願いいたします。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第43号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 議案43号については原案のとおり承認することといたします。
続いて、44号、寿でございます。河西委員さん、お願いいたします。

河西農業委員 議案44号、こちらの場所は〇〇〇〇〇〇の位置する集落と、あと周辺の
田んぼ、田園地帯とのちょうど境目にあるところになります。地主さんが
〇〇〇〇〇〇さんで、その息子さんが新しく農家分家として住宅を新地する
という予定になっています。若干現地を見て気になったのが日当たりなん
ですけども、北側が田んぼということなんで、少し気になりまして、先
日、お話をちょっと聞きに行きました。東西が開けているので、日当たり
的には大丈夫なんじゃないかということもお聞きして、そのとおりかなと、
ちょっとそういう印象も受けました。農家分家ということもあって、今後
も農地をしっかりと守っていただくという意味で、やむを得ない案件ではな
いかと思います。

議長 現地調査をしていただきました橋本さん、お願いします。

橋本農業委員 この議案番号の44、この今、写真に写っているこの住宅ですが、この人
は何かお姉さんに当たるということで、この白線からずっと左の、今この
写真で言えば、左側ずっとやっぱり大きい農地になるんで、影とかそうい
うことも別に問題はないし、もう隣にお姉さんのうちも建たっているから、
これもやむを得ないじゃないかなということでも認めました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第44号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆
さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
議案45号であります。〇〇さんの駐車場ということでお願いしているわけですが、今、正面にありますのが〇〇さんの住居でありまして、その上に写っている松は、ほとんど松枯れでもう真っ赤です。〇〇さんが何でこのところを駐車場にしているかといいますと、今、左へ下っていくところに道路があるわけですが、この〇〇のところ非常に狭くて、しかも何か折り合いが悪いか、その入り口の人が何か邪魔をして、道を狭くしているものですから、これ、前からこの〇〇さんの土地を借りて、きれいにして、駐車場というか通路にしているわけです。今回、改めて、〇〇さんが亡くなって、管財人のあれだったものですから、ここをぜひ駐車場にして、うちに車を入れたいというような希望がありまして、今回のこういう転用のお願いということになったわけですので、お願いします。
続きまして現地確認をしていただきました橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 この45号ですが、これ、見たとおりで、傾斜地であります。また、右側がこれ、ソバ畑で、右の上のほうにちょっとした建物が見えますが、この人が〇〇の〇〇をやっている関係、やっぱり〇〇さんの車を置く駐車場が少ない、ないということで、ここを駐車場にしたいということなんで、どこを見てもこれは認めてもいいんじゃないかなということで、認めてきました。よろしくお願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第45号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、46番、波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 46号ですが、見たとおり、もう宅地の中にある農地というか、草地だけでも、見たとおり、もうこれで周りを囲まれて、あとうちを建てたいということで、これはもう場所的にはしようがないなと思って見てきました。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました橋本委員さん、お願いします。

橋本農業委員 これもやむを得ないかなと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 46号について、ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第46号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、45号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料3ページをご覧ください。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。
議案第47号、寿8丁目にお住まいの〇〇〇さんが寿北8-〇〇〇-〇外6筆、合計1万1,827平米について相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。
以上になります。

議 長 それでは、17号につきましては寿でありますので、河西委員さんのお願いをいたします、ご意見。

河西農業委員 先日現地を確認してまいりました。地目どおり、現在、田んぼです。3枚の田んぼが道路を挟んである場所です。現在、稲が植わっているところと麦が刈り終わっているところがありました。あぜ草もきちんと管理していましたので、問題ないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。
はい、どうぞ。

長谷川農業委員 この〇〇さんて、前、酪農やっていたと思うんですけども、息子が何か会社員って出ていますけれども、これ、酪農、今、誰かやっているんです

かね。よけいなことだけれども。

議 長 いいですか。私、父ちゃんと同級生で仲よかったもんですから、私が説明しますが、農地はまだ引き続き維持して、会社へ行きながら、野菜やなんかの出荷を全部やっています、息子さんが。〇〇〇さんは昨年亡くなっちゃいましたが。そういうことです。いいですかね。

長谷川農業委員 じゃ、酪農はやってない。

議 長 酪農はもうずっと前からやってないです。

長谷川農業委員 ああ、そうですか。

議 長 今、〇〇〇さんは〇〇〇〇〇をやられて、息子さんは〇〇〇に関与してないもんですから、自分でその農地で野菜を結構作っています。ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第47号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第48号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件について上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。
保科主事。

保科主事 それでは、「差替」と書かれた追加資料のほうをご覧ください。大変申し訳ありません。こちらのほうで、間に合わなかったのもので、このような形を取らせていただきました。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第48号、惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが県2丁目〇〇〇〇-〇外5筆、合計1,431.61平米について承認を受けるものです。
以上になります。よろしくをお願いします。

議 長 地元委員の青木委員さんから説明をお願いいたします。

青木農業委員 説明いたします。

場所的には、〇〇の〇〇〇の東側というところで、道路のところには〇〇〇〇さんの自宅があるんですが、自宅の裏一带に圃場がございます。今回2回目でございます、お宅へお邪魔しましたら、〇〇さんから「鉄腕ダッシュの青木さんですよ」なんて言って、向こうも覚えていてくださいませ、私も「実は7月5日にまた鉄腕ダッシュやるんですよ」なんて言って冗談を言って、お話を始めましたんですが、実はこの田んぼが2枚と、それから畑が1枚ございまして、きれいに管理されておりました。実は田んぼが、びっくりしたのは、畑もそうですけれども、すぐ周りが住宅街で、もう窓を開けると、もうその目の前に畑、田んぼが見えるという、よその方がですね。そういう場所なんですけれども、きれいに管理されております。また、水が実は清水と言うところだけあって、非常にきれいな水がたくさん流れていて、びっくりしました。田んぼがきれいに管理されておりましたし。

ただ、1つ、右側のほうの6.61と1.9とございますが、こちらのほうは田んぼのあぜ道と、それから畑のあぜ道がかんでありますので、この面積がここに書かれているということで、問題なくきれいに管理されておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第48号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカについて、一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、5ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、5件、6ページ、電気事業者による送電用電気工作物に係る届出の件、11件、7ページ、8ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、11件、9ページ、農地法第4条の規定による届出の件、4件、10

ページ、11ページ、農地法第5条の規定による届出の件、5件、12ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2件。

以上になります。よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、本件についてはご承認をいただける皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、農地に関する事項の協議事項に入ります。
協議事項ア、農地法第3条第2項第5号による別段面積について、を議題といたします。
川村補佐、お願いします。

川村局長補佐 ご苦労さまでございます。
資料13ページになります。
農地法第3条第2項第5号による別段面積についてということですが、端的に申し上げますと、これは農地法3条等で取得する場合の各地区における下限面積の関係になります。
法律では、北海道等を除くという形ですが、50アールというのが基準になっているんですけども、これを地区の実情に応じた関係で、50アールよりも下回る地区も含めて、各地区ごとに定めているというものでございます。
2のところには下限面積の取扱いというのがありまして、読み上げますと、ア、設定区域は、自然的、経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる区域であること。イ、設定面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。ウ、設定区域内において、設定面積より小さい面積で営農する農業者が、地域の全体の農業者のおおむね40%を下回らないことということになっておりまして、(2)にありますとおり、本年度の取扱いなんですけども、そもそも前回定めたときに、先ほどの(1)のウの関係も含めて、農林業センサスの確定公表時期に定めたところなんですけども、今回はまだその時期に達していないということから、本年度も各地区の下限面積は変更しないものといたします。
それにつきましては、1ページめくっていただいた14ページのところに表があるんですけども、この旧市の30アールから波田の50アールという形で、これは変更しないということにしたいと思ひます。

イにもありますとおり、各地区の下限面積により、農地が取得できない場合も当然ございます。ただ、やはり荒廃地対策等々の観点から、昨年の年度末にお認めいただきました別段農用地という形で、1筆ごと特別に農地を指定してというようなこともございますので、そんなものをうまく活用して進めていければと思っております。

今後の予定といたしましては、既に公表してはいますが、松本市公式ホームページで公表いたします。公表内容につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、14ページにあるとおりです。

また、14ページの(3)なのですが、先ほども申し上げましたとおり、荒廃防止対策、あるいは遊休農地対策等々含めて、今、空き家バンクの登録というものを本市の建設部のほうでも行っているところですが、別段農用地等もうまく併せて、空き家に農地をセットでというような形でお勧めしていくというのも1つの方法ですので、その辺も行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 ただいまの説明について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、本件についてはご承認いただける委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、令和2年度第1回農業地域振興整備計画の変更について、を議題といたします。

別冊になりますが、協議事項イ、農政課から計画変更の概要などについて説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課）

皆さん、お疲れさまです。

農政課計画担当の川口と申します。

着座にて失礼いたします。

まず、協議事項5-(3)-イ、令和2年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてと記された資料、そして変更申出位置図と記された資料の2種類をもって説明をいたします。お手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、左上に協議事項5-(3)-イと記された資料の目次をご覧ください。

1、令和2年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の説明をいたします。

最初に、1ページ、（1）変更案の概要について説明いたします。

今回は、重要案件が7件、内訳としては、農家住宅が6件とその他が1件でございます。また、軽微変更が3件と申出者変更・目的変更が1件で、総計11の案件をご協議いただきたいと思います。

続きまして、2ページをご覧ください。

（2）経過と（3）今後の予定についてご説明いたします。

（2）経過は記載のとおりでございます。今年の4月に申出を受けて、各地区の農振協議会、そして事務局の現地調査、そして庁内調整会議が行われて、本日、農業委員会でのご協議をいただくことになりました。

続きまして、（3）今後の予定をご覧ください。

今後の予定は記載のとおりでございます。今回の案件が今後松本市農振協議会で承認されますと、軽微変更案件等については軽微変更完了公告、そして申出等への通知がなされます。また、重要案件につきましては、長野県への事前協議、そして県同意を経て、除外完了公告、申出者への変更通知を予定しております。

以上となります。お願いします。

議 長

ただいま説明がありました。

これに対しまして質問、意見がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、次に進みます。

変更案の協議に入ります。

最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課）

それでは、まず資料ページから7ページにかけて記載されております（4）整備計画変更一覧表をご覧ください。

個別案件ごとに左側から番号が、また上段から下段にかけて案件ごとの内容等が記されております。

なお、一番下には別冊、変更申出地位置図の冊子があるかと思うんですが、そのページが記されてありますので、変更申出地位置図を併せてご参照いただければと思います。

では、申出案件ごとの説明に入りたいと思います。

まず、農家住宅6件でございます。

3ページからでございます。

番号1、島内地区でございます。早速で申し訳ございませんが、この番号1の案件で、3ページの表の数値の修正がございます。申し訳ございません。番号1の項目の面積、上のところから5つ目ですかね。面積のところ

で、「407平米のうち180」と記載がありますが、申し訳ございません。正しくは「477平米のうち180」、「407」を「477」に修正いただきますようよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、説明、改めて入らせていただきます。

申出者の〇〇〇さんと妻、〇さんは、家族4人で市内のアパートに生活しております。妻の父、〇〇〇さんは、7,500平米以上の自作農をしている農業経営者です。今回、申出者は、子供の成長などを考えると、現在のアパートは手狭なことから、住宅を建てることを決意したとのことでございます。申出者は所有地がなく、親族においても農業経営基盤の農地や自営する店舗での土地くらいしかないため、住宅を建てるために適する場所が見つかりませんでした。今回、〇〇氏の農業経営の後継者とのこともあり、今回の申出地の貸与を受けることによって、今後の農業経営に適した場所を選定することが可能となりました。農業後継者別棟住宅用として、田、477平米のうち東側の180平米を農振除外し、転用したいとするものでございます。

続きまして、番号2、新村地区でございます。既存建築の追認案件でございます。申出者、農業経営者、〇〇〇〇さんは、1万平米以上の農業経営をしております。所有地、これは宅地なのですが、の一部に同居する息子、〇〇〇〇世帯の住宅を建設するため、〇〇宅を測量したところ、南西の一部が申出地にかかっていることが判明いたしました。今回は、判明した現況を是正し、適法な状態とし、そして農業経営のさらなる効率化も図っていくということで、案件に出されたということです。農家住宅敷地拡張として、畑95平米のうち、申出地16平米を分筆し、農振除外、転用したいとするものでございます。

続きまして、番号3、神林地区でございます。申出者、〇〇〇〇さんは、4,430平米の農地経営者でございます。祖父、〇〇〇さんから農業経営者を引き継ぎました。申出者は現在、島立地区内のアパートを借りて家族と住んでおりますが、祖父が所有する農地が大方神林地区に偏っているようですので、島立から神林の耕作地へ通うということに一苦勞であり、また農業用資材や肥料を置く場所もままになっておりません。実家は祖父と両親が同居しておりますので、家族で実家に戻ることも考えたようですが、子供の成長から見て、実家での共同生活は多少手狭と言えるそうです。今回、農業経営の効率化等も含め、親族の所有地や他人の所有地等を選定候補といたしましたが、面積の大きさや売買不可等の兼ね合いもあり、断念しました。唯一祖父の所有地である申出地が要件におおよそ該当しており、祖父もその趣旨に同意しております。祖父の近くであれば、自宅での介護は可能との今後のことも見据えまして、申出地を選定いたしました。農家住宅目的として、田、2,441平米のうち598.04平米を分筆、農振除外、転用したいとするものでございます。

次に、番号4、内田地区でございます。申出者、〇〇〇〇〇さんは、9,452平米の農地経営者でございます。父、〇〇〇〇さんから農業経営を

引き継ぎました。申出者は現在、内田地区内のアパートを借りて家族と住んでおりますが、耕作する農地は内田地区全体に点在しており、現居アパートには農業用資材や肥料を置く場所がありません。家族一同実家へ戻ることも考えたようですが、実家には両親のほかにも2番目の兄、次兄が同居しており、子供の成長から見ても、実家での共同生活は手狭と言えます。今回、農業経営の効率化も含め、親族の所有地や他人の所有地等も選定候補といたしましたが、面積の大きさや売買の折り合いがつかないこともあって、断念いたしました。唯一父の所有地である申出地が、耕作地に近いなどの要件におおよそ該当しており、父もその趣旨に同意していただいております。また、父の近くであれば、自宅での介護は可能との今後のことも見据え、申出地を選定いたしました。農家住宅目的として、畑、1,012平米のうち458.07平米を分筆、農振除外、転用したいとしますのでございます。

続きまして、番号5、四賀地区でございます。こちらは既存建築の追認案件でございます。申出者である農業経営者の〇〇〇〇さんは、2,900平米以上の農業経営者でございます。農地の売買の相談をしたときに自宅の東側一部が申出地にかかっていることが指摘されたようです。恐らく平成12年ごろに地域におけるトイレの水洗化に伴い、浴槽等を増設、併せて浄化槽も設置したものと記憶しております。そのときは自家用の耕作地として使用していたため、宅地部分と農地部分の境界線がはっきり分からず、また自己所有の土地であることから、特段申請は必要ないだろうと甘い認識でいました。今回、判明した現況を是正して適法な状態とし、また農業用機械の出入口等の追加をすることなどで農業経営のさらなる効率化も図っていくそうです。農家住宅敷地拡張の目的として、田、1,162平米のうち104平米を分筆、農振除外、転用したいとしますのでございます。

農家住宅最後の案件でございます。番号6、梓川地区でございます。こちらにも既存建築の追認案件でございます。申出者である農業経営者の〇〇〇〇さんは、5,630平米の農業経営者でございます。昨年、自宅入り口左にあるガレージの建て替えを計画していたところ、自宅西側の農業用倉庫の一部が申出地にかかっていることが指摘されました。建設時期が昭和55年であり、その当時、リンゴ収穫量が急激に上昇した中で、既存の物置では手狭となったという理由から、取り急ぎリンゴの置場所や消毒散布車両、肥料等収納置場を目的として建てたものでございます。自己のものであり、また当時、梓川村の建築確認面積の下限も下回るとの認識があった中で、業者ともに確認を怠ってしまいました。農業経営を継続するために不可欠な施設であるため、判明した現況を是正し、適法な状態にして、農業経営の効率化の継続も可能としたいそうです。農家住宅敷地拡張の目的として、畑、1,164平米のうち98平米を分筆、農振除外、転用したいとしますのでございます。

以上、農家住宅6件の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 ただいま農家住宅6件について説明がありました。
地元委員の皆さんからこれらに対しまして補足説明がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約をいたします。
農家住宅6件、1,455.11平米について、やむを得ないと集約したいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、農家住宅6件については、やむを得ないという形で集約をいたします。
次に、その他について説明をお願いいたします。
川口係長。

川口（農政課） それでは、その他1件のご説明をいたします。
番号7、笹賀地区でございます。申出者の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇を主に取り扱う〇〇〇を営んでおり、業務用大型トラック14台を保有しております。申出地北側隣地に事務所があり、その敷地内にはほかに従業員駐車場、業務用大型トラック用駐車場が整備されております。もともと事務所がある敷地には大型用トラック3台分しか取れないため、事務所から離れた個人宅の敷地やほかの事業所の敷地に止めざるを得ない状況が今もってあります。駐車場敷地が慢性的に不足している上、これから業務拡大計画もあることから、経営効率改善を図るためにも駐車場確保は喫緊の課題でございます。今回の位置選定につきましては、施設の土地も含め検討いたしました。スペースが狭いなど適当な土地はありませんでした。今回の申出地については、必要最小限のスペースがあり、また所有者も理解を示していただいているところでございます。駐車場として、土地の畑、1筆、356平米分を駐車場として農振除外し、転用したいとするものでございます。
以上、その他案件、1件の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 その他の1件について説明がありましたが、地元委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 全体の委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約します。

その他、1件、356平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、その他1件については、やむを得ないという形で集約をいたします。

次に、軽微変更について説明をお願いいたします。

川口係長。

川口（農政課）

続きまして、軽微変更3件のご説明に入りたいと思います。

まず最初、番号8、島立地区でございます。申出者である農業経営者の〇〇〇〇さんは、2万平米以上の農業経営者でございます。今回、既存の選果場は保有しておりますが、農業経営の規模拡大に伴い、新たに追加として150平米の大きな農作業所が必要になったとのごことでございます。今回は、耕作地に近い場所で、敷地の半分にキュウリやトマトの野菜選果場を設置し、残り半分に段ボール等資材置場を考えているそうです。その倉庫の中で従業員が入り、作業も行うことで、経営規模拡大を図っていくことでした。複数の土地を検討いたしましたが、申出地は耕作地近くかつ必要最小限の面積とする申出地が、選果場や資材置場等の設置により負担軽減や経営効率化を生む唯一の土地ということでもあり、選定の土地といたしました。農作業所として、田、739平米のうち342平米を軽微変更したいとするものでございます。また、併せて申出地の出入りをするための通路についても必要不可欠のため、申出地に隣接する田、1筆、111平米を農作業所用通路として軽微変更したいとするものでございます。なお、2筆の各所有者につきましましては、農作業所及び農作業所用通路としての使用につきましまして、貸与することで合意を得ております。

続きまして、番号9、島立地区でございます。申出者の〇〇〇〇さんは、農地2,546平米の農業経営者でございます。50年前からサボテンや多肉植物などの生産、出荷をする農業経営をしております。ただ、栽培、集荷、出荷などで使用する中型、大型トラックの駐車場がなく、やむなく隣接する県道や農道を利用してしまうこともあり、結果として交通の妨げになっているそうです。現状を早期に改善するためにも、複数のトラックが停車できる農業用駐車場が必要となっており、申出者の所有地や近隣の他人所有の土地を検討してまいりました。ただ、貸借の折り合いがつかず、またスペース等の問題等もあり、選定候補から外れてしまいました。今回の申出地だけが農地に近く、かつ必要最小限の面積、また交通の妨げにならず、作業効率化も生む唯一の土地であり、結果、選定に至ったようです。

貸与者である地主も、その土地利用の趣旨に同意していただいているそう
でございます。中型、大型集荷トラック車置場とする農業用施設用地とし
て、田、2, 067平米のうち165平米を軽微変更したいとするもので
ございます。

軽微変更最後の案件でございます。番号10、岡田地区でございます。申
出者である農業経営者の〇〇〇〇〇さんは、農地9, 900平米以上所有
する農業経営者でございます。今回、既存の農機具格納庫がある農地は、
平成4年8月に母から持分4分の1が相続された土地でございました。た
だ、ほかの3人の相続人との話合いの中で、ほかの農地と併せて不動産会
社に売却されることが決定したとのこと。申出人が農業経営を継続す
るためにも、ほかの場所へ農業用倉庫を移転しなければならず、自己所有
する宅地や農地、他人の所有する土地など複数の土地を検討いたしました
が、水稻栽培の継続や農業用倉庫代替地の狭さなどがあり、条件に合いま
せませんでした。今回の申出地だけが耕作地の近く、かつ必要最少面積で農業
用倉庫が設置可能であり、また移動による負担軽減や経営効率化を有無唯
一の土地と言えるため、選定いたしました。農業用倉庫として、畑、7
59平米のうち138.11平米を軽微変更したいとするものでございま
す。

以上、軽微変更3件の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの軽微変更3件について説明がありました。
地元委員の皆さんから何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
全体の委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約をいたします。
軽微変更3件、756.11平米については、了承するという形で集約し
たいと思いますが、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、承認をしたいと思います。
次に、申出者変更・内容変更について説明をお願いいたします。
川口係長。

川口（農政課） それでは、目的変更・申出者変更1件の案件のご説明をいたします。

番号11、島内地区でございます。申出者である〇〇〇〇さんは89歳であるため、申出地も含めた農業経営を孫に依頼いたしました。今の仕事、いわゆる農業以外の仕事をされているようなのですが多忙であり、営農ができないと断られてしまいました。そういう理由等から、所有する農地が耕作放棄地になると危惧しております。今回、太陽光発電所にする事で、化石燃料消費を抑えることができれば、地域の営農環境にもよく、電力を必要とする農作物の栽培や施設園芸などが近くにあれば、率先して電力供給をし、農業生産の貢献に資するというお気持ちがあるそうです。複数の土地を検討いたしました。太陽光発電所を設置するための必要最少限の土地はここしかなく、選定した次第でございます。太陽光発電所として、田、5筆、計1,107.87平米を全て農振除外、転用したいとします。

なお、過去にこの土地につきましては、美容室で除外済みですが、申出者の都合により未完了の案件でございました。今回、申出者と除外目的が変更になりましたので、改めて目的変更・申出者変更の案件としてご提出させていただきました。

以上、申出者変更・内容変更1件の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長

ただいま申出者変更・内容変更1件について説明がありました。

地元委員、これも前に話題になった案件であります。地元委員から補足説明がありましたら、お願いたします。

河野委員。

河野農業委員

今、会長から、以前からいろいろ話があったということでございますが、前回、いわゆる営農型太陽光発電施設ということで、農振の変更なしに一時的転用でやりたいということで、大分迫ってきたという中で、最終的に、さっきお孫さん、息子さんは亡くなられたものですから、今、お孫さんが後を継ぐということになっているわけですが、お孫さんはとてもじゃないが、このときは下にミョウガを作って出荷するという計画だったんですが、とてもできないということで、最終的に取下げになった案件です。取り下げて、その時点では周辺の方々に説明会をやって、猛反対を食らったということがございます。そういうことを考慮して、最終的に、もともと通産省のほうからこの土地について、太陽光発電のいわゆる許可といいますか、権利を取得してあったものですから、いわゆる平置き太陽光発電の施設を造りということに変更にしたわけですね。そうすると、たまたま以前に農振変更で、美容院と食堂ということで白地に変更になったんですが、中途、事業者、やる事業者がお金がないのか、逃げてしまったというようなことがあって、頓挫して、白地にはなっているが、今度は中身が全然違うと。太陽光発電と。そういうことで、内容変更ということで出てきたわけです。

それで、今回、平置きということで、この6月5日に地元説明会を実施し

ました。地区農振でも、やっぱり経過の中でいろいろ問題があつて、地元の了解を十分得ろよということになっていたわけですが、6月5日の説明会で平置きになって、今までは2階建てでございましたので、ちょうど隣接の住宅、直接接するのが2軒あるんですが、そこの方から大反対を食らったんですが、今回は平置きですので、そういう意味では、あまり好きではないが、しょうがないかなというような雰囲気の中で、別に説明会で結論取るわけじゃありませんので、そんな雰囲気では説明会終了したというのが経過でございます。

実際に、あと問題になったのは、ここの地区は地下水位が高いものですから、暗渠配水があるということで、その辺のところをクリアできるようにしたいというふうに業者は言うておりましたが、そんなあたりのところも問題があると。

それから、あともう一つ、この周辺、圃場整備未実施地区だもんですから、今、島内地区では、その未実施地区の圃場整備をやろうと進めている中で、最終的に太陽光発電施設になったとしても、三角形の不整形な土地だもんですから、そのときは協力してくださいよというようなお話を説明会のときには申し上げておきました。

土地所有者の〇〇〇〇さんは、高齢のためというか、2回ともお見えになりませんでした。業者さんと代理人が説明をしたという経過でございます。

そんなことで、地元では、まあ、しょうがないかなというような感じでございます。

以上です。

議 長

今、地元の河野委員さんから説明があつたわけでありましたが、川口係長、これに対しての補足はありますか。

川口（農政課）

ありがとうございます。

庁内調整会議につきまして、その内容の話をさせてもらったところ、関係課も含めて、地元の意見等も含めながら、慎重に運んでいただきたいという注文がありました。

その後、センターのセンター長からも話が、自分もこういう話があるよということでご意見もいただきましたので、直接業者さんに2度ほど注文といいますか、こういうご意見もあるよということでお伝えしたところ、今、河野委員さんお話しいただいたように、地元説明会で丁寧に説明すると。つきましては、暗渠のこともそうなんですが、専門家ですので、十分に地元のご意見も聞かせていただきながら、最大限努力したいという言葉もいただきましたので、改めて今日のご意見も踏まえて、代理のほうに説明をしたいと思っております。

以上でございます。

議 長

全体の委員の皆様からのこの案件に対しまして意見ありましたら、お願い

いたします。

河野委員。

河野農業委員

結果としては、それぞれの段階でやむを得ないというようなことですが、実際にこれが市の農振協議会で最終的に決定をされる。その場合、この内容変更の場合は、先ほど今後の日程の話がされましたが、これよりも早い段階で認可が下りるということになると思うんですが、その辺、ちょっともう一度その説明会をやるということもございますので、ちょっとその辺の日程がいつ頃になるか、ちょっと確認をしたいと思います。

議 長

川口係長。

川口（農政課）

すみません、ありがとうございます。

先ほど今後の予定ということで説明させていただいたんですが、ちょっと分かりにくくて申し訳ございませんでした。

改めて今回の申出者変更・内容変更、番号11の件のみちょっとお伝えさせていただくんですが、もう既に先ほども丁寧に説明いただいたんですけども、美容室、食堂で除外をしたいいわゆる白地の土地なものですから、県のほうにはこちらでは書類のほうは上げませんで、いわゆる軽微変更、農業用施設と同様な扱いをいたします。

今後、これから松本市農振協議会のほうに上げさせてもらって、承認を経れば、その後に申出者変更・内容変更を了承いただいたということで、ご通知を差し上げるということになります。

したがって、松本市農振協議会は7月末に開催予定ですので、8月中にはご通知を差し上げるということになります。

以上でございます。

議 長

ちょっと聞きたいんだけど、今、河野委員が、この農地をいわゆる太陽光発電として売電契約をしてあるという話があったけれども、川口さん、それはどう思う。

川口（農政課）

この件に関しても、長野県の振興局とも話をしたんですが、あくまでももう既に除外した土地、いわゆる白地ということが明確なものですから、いわゆる農振、本来であれば農振の協議会に上げなくてもいいという話なんですけれども、基本的にこれ、松本市の場合には農振協議会まで上げさせていただいて、承認を得るという形を取らせていただいております。

したがって、太陽光等につきましたの案件なんですけど、農振担当としては、もう白地に実質なってしまうものですから、改めて承認を、ご意見を聞かせていただいて、あとは農転のほうといたしますか、農業委員会のほうと、あと建築指導課のほうで確認を取るんですが、前に、先ほどお話ししたように、庁内調整会議でなから見込みがあるということで取らせていただきましたので、特にこの案件、太陽光というのは問題ないかなと思

ます。

以上でございます。

議 長

用途変更してあるのは、美容院をやるということで用途変更してあるわけだよね。一緒に太陽光も造りということで、売電契約をしてあるということは、何かどこかおかしくないか。

河野委員。

河野農業委員

前の農振変更、美容院、食堂ですが、それよりも後ですね。いわゆる太陽光発電のほうが目立っていて、売電ができるということになって、それでしばらくしてこの土地の太陽光発電で売電をするよということで、通産省の外郭団体の認可、それには土地の地番が全部載っています、ここの。それで、売電価格は42円くらいでしたかね。まだいい値段のときです。そのときに売電契約をした、契約というか、契約の認可を取ったというのは、ちょっと名前が違うんですが、そっちの人に持っていきたいということがあったのかなという気がします。ちょっとタイミング的には、農振の変更のほうで、それより後に太陽光のほうが出てきたということでございます。

議 長

農振を変更するのは、美容院をやるということで農振を変更したわけだよね。それで、それから太陽光がもうかるから、美容院をやめて太陽光にしようと思って、外部団体で契約したと。この前は営農型太陽光でというような話だったけれども、どうもそれも立ち行かなくなったから、本来の、契約してあるから、太陽光にしたいんだということで、今回出てきているわけですよ。

それで、どうですか、河野委員。

河野農業委員

いずれ市のほうから通知が行けば、すぐ農転ができるということで、また農業委員会で審議される内容でございますので、要は最初の農振を変更したのは、要するに転用して売るという計画だったもんですから、その売る相手が逃げちゃった。だもんで、計画を変える、こういう話です。

ですから、今回は、太陽光発電の施設は業者が造りますが、施設の造る費用は〇〇さん自分が出すということで、自分の太陽光発電施設、それで売電をするということでございます。

議 長

ほかに委員の皆さんで意見ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

時間もちょっと過ぎておりますが、集約をいたします。いいですね、集約して。

申出者変更・内容変更1件、1, 107. 87平米については、了承する

と、こういう形で集約をしたいと思いますが、ご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

議 長

今、この11番につきましては、今日21名おりまして、賛成された方が10名でありまして、過半で、同数の場合は、私の意見というようなことでもあるわけでありまして。私もどうもちょっと同意できないものですから、この案件につきましては、農業委員会としては同意できないという形で集約をしたいと思いますが、いいですかね。

いわゆる了承しかねるという形で、今、皆さんに集約をしていただきました。

次に、最後に松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）についての説明をお願いします。

川口係長。

川口（農政課）

それでは、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について、資料8ページから17ページになりますので、ご覧ください。

趣旨ですが、除外の要件がございまして、その中に土地改良事業の完了8年を経過していない農振農用地は農振除外できないという要件があります。ただし、主に農業者が営む農業用という要件を満たすものについては、27号計画自体を変更し、県との調整を経ると、例外的に除外が可能な場合があります。

土地改良事業の実施計画につきましては、9ページに記載しております。

資料の10ページから記しているとおり、先ほどの協議をしていただきました案件番号1から11までのうち、案件番号3番、6番の2件につきましては、土地改良事業の完了後8年を経過していない農振農用地となりますので、番号①、②と示させていただきました。この番号①、②の変更申出面積合計696.04平方メートルにつきましては、国営中信平第2期農業水利事業の受益地であり、完了後8年を経過しておりません。ただし、番号①、②につきましては、地域の総合的な土地利用において問題がなく、また農業上の土地利用への支障がケイチョウであると判断しますので、土地改良事業の完了後8年を経過してない土地ではありますが、今回、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）について変更したいとするものです。

以上が説明となります。よろしくをお願いいたします。

議 長

松本市の農業振興に関する計画（27号計画）の変更について説明がありました。

全体の委員の皆様から質問、意見がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
なければ、集約いたします。
松本市の農業振興に関する計画（27号計画）の変更について、異議なしということで集約をしたいと思います。ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については異議なしということで集約いたします。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。

山田局長 ただいまの協議結果の集約を報告いたします。
農家住宅6件、1,454.11平米については、やむを得ないと集約しました。
その他1件、356平米については、やむを得ないと集約しました。
軽微変更3件、756.11平米については、了承すると集約しました。
申出者変更・内容変更1件、1,107.87平米については、了承しかねると集約しました。
松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、異議なしと集約しました。

議長 農地に関する事項が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。
再開は3時10分ということで、10分間の休憩といたします。よろしくお願ひします。

(休憩)

議長 休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。
初めに、報告事項ア、令和2年度第1回松本市における農業改善計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） お世話になっております。農政課、羽入田です。
令和2年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告させていただきます。
着座にて失礼いたします。

資料15ページをご覧ください。

まず、認定農業者制度の概要についてですが、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和2年4月1日から、2以上の市町村の区域内において農業経営を営もうとする者については、長野県知事または農林水産大臣が認定処理をすることとなりました。5年後の農業経営を県内2以上の市町村で行う者については、長野県が随時認定を行い、長野県が認定をしたものについては、年度末にまとめてお知らせをする予定です。よろしくお願いいたします。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については、資料の表をご参照ください。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回、松本市が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人5件、組織1件の計6件、再認定が個人17件、共同2件、組織5件の計24件、以上30件について全件承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、報告事項イ、令和2年度公務災害補償制度加入申込みについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査 それでは、18ページをご覧ください。
皆様に毎年ご加入いただいております公務災害補償制度、これについて、今年度も加入することについて報告いたします。

まず、保険期間ですけれども、令和2年10月1日から1年間となっております。

加入する型は、昨年同様B型、保険料と補償内容については、1口当たり保険料が1,500円、補償内容はこちらにある表のとおりです。

加入方法ですが、農業委員会を単位とする団体契約となっているため、7月の委員報酬から保険料1,500円を差し引かせていただきます。

内容の詳細については、19ページから22ページにありますので、ご覧

になっておいてください。

そして、万が一事故が発生した場合ですけれども、事務局のほうへご連絡をすぐにお願ひできればと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました。これより質疑を行います。
発言のある委員の皆さんは挙手をお願ひをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりであります。
次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願ひいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、23ページご覧ください。
まず、6月の経過でございます。
月の前半につきましては、いろいろな会議が中止になったり、書面の決議になったりしております。
続きまして、6月18日ですけれども、西部ブロックの研修・懇談会が行われました。併せまして、西部ブロックのほうでは、本年度、奈川の高冷地で甘いスイートコーンを育てるといような計画をしておりますので、その種まきの作業も併せまして行っております。
6月22日月曜日でございますが、関係委員の皆様にもご協力をいただき、委任状対応というふうなことでございましたけれども、農業開発センターの通常総会が行なわれております。全て原案どおりということで決定をされております。
そして、今日午前中、松本農林業まつり実行委員会が行われまして、今年度、残念ではございますが、農林業まつりは行わないような方向となっております。
この後、農業振興委員会、総会終了後でございますので、予定をお願ひいたします。
7月の予定でございます。
北東部、それから南部のブロック別研修・懇談会が決まっております。河西部のほうも、今、計画を立てておるところでございます。
続きまして、7月22日でございますが、農地転用現地調査ということで、今回の担当委員、三村委員、それから塩野崎委員となりますが、日程調整等お願ひしたいと思ひます。もし都合が悪ければ、また事務局にご相談いただきたいと思います。
来月の総会は7月31日でございます。午前中、本日議論いたしました農

振協議会等ございまして、10時に予定しております。それから、総会が1時半、また農業振興委員会が総会終了後ということで予定をしております。

あと、お昼の時間ですね。農振協議会終わりました、例えば11時ぐらいから1時ぐらいまでの間に次期体制の準備委員会、4月にご案内したところですが、次期体制準備委員会、役員3人とブロック長の4人の皆さん、それから団体推薦の代表ということで三村委員さん、次期体制準備委員会を11時からお昼を挟みまして予定したいということで、今、計画を立てておりまして、また書面で通知したいと思っておりますが、ご予約をいただければと思っております。

予定については以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。
三村委員。

三村農業委員 7月22日の転用の現地調査ですけれども、私になっておりますけれども、私、ちょっと都合上、さん村じゃなくて、二村さんに代わって……

議長 川村補佐。

川村局長補佐 了承いたしましたので、その旨で通知したいと思います。

三村農業委員 お願いいたします。

議長 ふたつの村さん、いいですね。
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他に入ります。
最初に、松本農業農村センターから情報提供をお願いいたします。
小川補佐、お願いします。

小川（松本農業農村センター） お世話になります。

6月松本市農業委員会定例総会資料松本農業農村支援センターと書いてある資料をご覧くださいと思います。

今回、特に1番の経営継続補助金のご案内ということで、ちょっとこちら

のほうを中心にご説明させていただきたいと思います。

コロナ対策ということで、いろいろ補助金等が出てきているわけですが、この経営継続補助金につきましては、申請期間がちょうど本日の6月29日月曜日からということで開始されております。

いろいろな補助金ですとか給付金等があるんですけども、この経営継続補助金がなぜ創設されたかというような経緯なんですけれども、これまでは新型コロナウイルス感染の影響を受けた一部農林漁業者は、経済産業省の小規模事業者持続化補助金を活用することができますが、系統出勤を行う農林漁業者や農事組合法人などは対象外になっておりましたというような経過で、それで中小家族経営や集落営農など多様な農業者が位置づけが強化される中で、今後、農林漁業者が新型コロナウイルス対策の影響を乗り越えて経営を継続することができるように、この補助金を設立しましたということです。

ちょっとこのパンフレットには詳しくは書いてないんですけども、それでもう一つ、経営継続補助金は農林漁業版持続化補助金と言われていますが、持続化給付金と何が違うんですかというポイントなんですけれども、今般設置されましたこの経営継続補助金は、売上げ減少を要件とせず、常時、従業員数が20人以下の農林漁業者を対象に、経営継続に向けた取組に対して、補助率4分の3、新型コロナウイルス感染防止対策に対して定額を助成するというような対応になっております。

それと、もう一つ、持続化給付金は給付措置であり、補助金ではないため、経営継続補助金を併せて申請いただくことも可能ですというような、こんなようなポイントがあるんですけども、具体的には、事業要件の中身なんですけれども、真ん中辺りに書いてございますけれども、(1)番の経営計画に基づいて実施する経営維持の取組、例えばなんですけれども、①番としまして、国内外の販路の回復・開拓、②番としましては、事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③番としまして、円滑な合意形成の促進などということです。

それプラス、併せまして(2)番のところなんですけれども、ちょっと難しく書いてあるんですけども、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組ということで、要は消毒だとかのことなんですけれども、作業所、事業所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費などということで、補助上限50万円というふうな中身になっております。

それと、もう一つ、下のところに計画申請の流れが書いてあるんですけども、ここもちょっと分かりにくいというか、この表だけではちょっとご理解していただきにくい部分なんですけれども、JA組合員の農業者につきましては、松本ハイランドさんですとか松本市農業、単協が事務局になりまして、申請相談、計画申請等を上げていただく流れになります。

それと、その下のところに非組合農業者と書いてあるんですけども、こちらのほうが、相談予約というところが私ども松本農業農村支援センターの窓口になります。

それで、相談予約と書いてあるのもどうということかということなんですけ

れども、まずは松本農業農村支援センターのほうに電話連絡いただきまして、それで申請に必要な書類等の御案内をさせていただきます。

それで、その次になんですけれども、県の下に専門家と書いてあるんですけれども、専門家を招いた相談会というものを開催します。それには必ず出席いただいて、その中で書類を作成していただくというふうな流れになっております。ですので、そこに専門家というのが書いてあるんですけれども、それでそこで仕上げたものを全国農業会議所、事業実施主体なんですけれども、そちらのほうに上げていくというような二本立てになっておりますので、ご理解いただければと思います。

それと、本日のホームページによりやく記載されておまして、ここにはちょっと掲載できなかつたんですけれども、全国農業会議所にコールセンターが設置されまして、そちらの番号なんですけれども、03-6447-1253、もう一回繰り返させていただきます。03-6447-1253が大本の事業主体のコールセンターになりますので、またご不明な点等ございましたら、こちらのコールセンターでも構いませんので、ご案内いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、その次の3ページ以降につきましては、前回提出された資料と重複しますので、こちらのほうは割愛させていただきます。

それと、③番、④番のところにつきましては、気象表、農作物の生育概況等を載せさせていただきますけれども、午前中に水稻の指導会ございましたけれども、四賀地区のほうでもやはり非常に進んでいるというようなことで、平年の120から130%ぐらいの進捗率かと思ひます。

ちょっと明日以降曇天が続くかと思ひますんで、若干いもち等の心配もあるかと思ひますので、ちょっとご注意いただければと思ひます。

支援センターのほうからの説明は以上とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農業委員会だより第89号が発行されましたので、情報・研修委員長から編集報告をお願いいたします。

窪田委員長、お願いします。

窪田情報・研修委員長 お手元に農業委員会だより第89号がございますので、ご覧いただければと思ひます。

まず、表紙でありますけれども、新村の柳澤委員さんにお願ひをしたところでございます。「母の日に合わせ出荷されたカーネーション」ということでありますが、たよりを検討中に、ここの後半にもございますように、花の消費が大変低迷をしているというふうなことがございまして、当初、柳澤委員さんが書いていただいた説明も若干、委員さんの了解を得て、ちょっと変更させていただいたという経過がございます。

それから、2ページ目でございますが、これ、去年の10月に行いました施策に関する意見書についての要旨、それから意見と回答の要旨を申し上げてございますので、ご覧いただければと思ひます。

それから、3ページ目は、今年1月でありますけれども、新興塾や市の農政課の職員の皆さんと市の農業について研修を行ったわけでありまして、そのときの内容の現状分析でございます。

今後、農業振興委員会等で検討をしていただく中で、市長への提言書の中にも生かしていただければと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、「がんばっています」は2人、波田地区の奈良澤さんと芳川地区の田中さんにお願ひしたところでございます。この「がんばっています」も、なかなかいい方が委員会の中で出てきませんので、ぜひ今後のことに、中で、委員の皆さんもご推薦等々いただければありがたいかなと思ひますので、よろしくご配慮をお願ひしたいと思ひます。

それから、5ページ目は、前回の農業委員会のほうでもお話がありましたけれども、「農地の貸借が変わりました」ということで、報告をさせていただいてあります。

「レインボーまつもと21」、7ページでありますけれども、これは農村女性協議会のほうで行った行事についてでございます。ご覧いただければと思ひます。

それから、8ページ目の「現場の声」でありますけれども、「農業への転身」ということで、三村徳明さんにお話を聞いて、前半部分でありますけれども、掲載をしておりますので、ご覧をいただければと思ひます。

それから、「松本市からのお知らせ」が9ページにございますけれども、ワイン特区、それからリンゴが機能性表示食品になりましたということで載せてございます。

それから、下には来月から始まりますけれども、農地パトロールを行いますということで、周知をさせていただいたところでございます。

それから、最後のページでありますけれども、「よもやまばなし」ということで、安曇地区の前田委員さんにお願ひしたところであり、昨年の西部地区での定例総会の折にも風穴を拝見したところでございますけれども、これはちょっと私もよく分からないんですけれども、前田さんのお宅のところに風穴があるということのようでありまして、書いていただいたところでございます。

それから、編集後記につきましては、今回、寿地区の河西委員さんにお願ひをして、書いていただいたところでございます。

簡単でありますけれども、以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願ひいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

私のほうから2点お願ひしたいと思ひます。

総会の資料と一緒に同封しておりますけれども、農地利用最適化活動の進捗状況調査についてということをお願ひをしてございます。こちらの調査、

農業委員会の義務業務になった農地利用最適化活動について、これ、系統組織を挙げて活動状況を調べて、県のほうを通じて国まで上げるというような中身の調査でございます。お手数ですが、すみませんが、よろしく願いいたします。

事務局への提出期限、7月17日となっておりますので、お手数ですが、ご面倒さまでご提出をいただきますようお願いいたします。

それから、もう一点ですが、本日、大きな封筒に入れてお願いをしております松本市農林業功労表彰者の内申についてということで、こちら、農政課のほうから委員の皆様にご案内してくださいということで、配付をさせていただいております。7月31日が提出期限ということですので、来月の7月の総会までに、該当者おられましたら、積極的に挙げていただきたいという趣旨でございます。

例年これ、毎年お願いをしております、会長も審査会のほうに加わっていただいておりますので、ふさわしい方おられましたら、ぜひ挙げていただければと思うわけでございます。

最後、毎月のお願いです、欠席委員の資料につきましては、地区でお持ち帰りいただいて、会議結果と併せておつなぎください。

また、委員さんに配付しております農地法の申請書類、原本の関係は、机の上にそのまま置いて帰っていただきたいと思っております。

あと、駐車券の処理等ありましたら、また事務局に最後お声がけをいただければと思っております。

私からは以上でございます。

議 長

ただいま松本市農林業功労者表彰者の内申についてというようなことが補佐から説明があったわけでありますが、私もずっとこのところの座長をやっておりますが、例えばハイランドの理事を何年かやられたとか、それからまた土地改良区の理事長をやられたと、こういう人たちも確かに功労者ではあります、やはり農業委員の皆さんがそれぞれの地域で若くてもいいし、こんな経営をやっているとか、ここにこんな取組をしているというような人を積極的に挙げて、書いていただいて、内容はまた事務局なり農政課なりでちょっと膨らませてもらったりしてもいいと思うんですが、どうか農業が元気になるような、そういう活躍をしている人たちをできるだけ多くどうか皆さんから挙げてきていただきたいと思っております。よろしく願いします。

その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 26番 _____

議事録署名人 1番 _____